

日常生活用具給付基準表（別表第１）

種 目	対 象 者	性 能	基準額（円）	耐用年数（年）
介護・訓練支援用具				
特殊寝台	下肢又は体幹機能障害２級以上であって、１８才以上の者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	154,000	8
特殊マット	下肢又は体幹機能障害１級（常時介護を要する者に限る。）若しくは療育手帳Ａ判定（ＩＱ35以下）で、原則として３歳以上の者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	19,600	5
特殊尿器	下肢又は体幹機能障害１級（常時介護を要する者に限る。）であって、原則として学齢児以上の者	尿が自動的に吸引されるもので、障害のある者又は介護者が容易に使用し得るもの。	67,000	5
入浴担架	下肢又は体幹機能障害２級以上（入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。）であって、原則として３歳以上の者	障害のある者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。	82,400	5
体位変換器	下肢又は体幹機能障害２級以上（下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。）であって、原則として学齢児以上の者	介助者が障害のある者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	15,000	5
移動用リフト	下肢又は体幹機能障害２級以上であって、原則として３歳以上の者	介護者が障害のある者を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	159,000	4
訓練いす	下肢又は体幹機能障害２級以上であって、原則として３歳以上１８歳未満の者	原則として、付属テーブルをつけるものとする。	33,100	5
訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害２級以上であって、原則として学齢児以上１８才未満の者〔ただし、（注）３の者については、１８才以上のものも可とする。〕	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの。	159,200	8
自立生活支援用具				
入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害があり、入浴に介助を必要とする者であって、原則として３歳以上の者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害のある者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	90,000	8
便器	下肢又は体幹機能障害２級以上であって、原則として学齢児以上の者	障害のある者が容易に使用し得るもの。（手すりをつけることができる。）ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	4,450	8
手すり （便器に据え付ける場合）	上記に同じ	便器に据え付けることができるもの。	5,400	8
Ｔ字状・棒状のつえ（一本杖のみ）	下肢、体幹、平衡又は移動機能障害であって、原則として学齢児以上の者	手に持って歩行の助けとする細い棒で、片側の使用のみで歩行を十分に行うことができるもの。	3,000	3
移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者であって、原則として３歳以上の者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障害者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。 ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	60,000	8

日常生活用具給付基準表（別表第１）

頭部保護帽	下肢、体幹、平衡若しくは移動機能障害又は療育手帳Ａ判定（ＩＱ３５以下）若しくは精神障害者保健福祉手帳所持者であって、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者 （精神障害者保健福祉手帳所持者にあつては、てんかんの発作等により頻繁に転倒することについて、医師の意見書が必要）	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	レディメイド 29,400	3
			オーダーメイド 36,750	
特殊便器	上肢障害２級以上又は療育手帳Ａ判定（ＩＱ３５以下）であつて、原則として学齢児以上の者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	151,200	8
火災警報器	障害等級２級以上又は療育手帳Ａ判定（ＩＱ３５以下）であつて、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害のある者だけの世帯及びこれに準ずる世帯	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの。（１世帯につき２台を限度とする。）	15,500	8
自動消火器	上記に同じ	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの。	28,700	8
電磁調理器	視覚障害２級以上であつて盲人だけの世帯及びこれに準ずる世帯又は療育手帳Ａ判定（ＩＱ３５以下）の者	容易に使用し得るもの。	41,000	6
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害２級以上のものであつて、原則として学齢児以上のもの	容易に使用し得るもの。	7,000	10
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害者２級以上であつて、聴覚障害の者だけの世帯及びこれに準ずる世帯で、日常生活上必要と認められる世帯	音、声音等を視覚、触覚等により、知覚できるもの。	87,400	10
在宅療養等支援用具				
透析液加温器	腎臓機能障害３級以上であつて、原則として３歳以上の者	透析液を加温し、一定温度に保つもの。	51,500	5
ネブライザー	呼吸器機能障害３級以上又は同程度の身体障害があり、この用具が必要と認められる者であつて、原則として学齢児以上の者 （この用具を必要とすることについて、医師の意見書が必要）	容易に使用し得るもの。	36,000	5
電気式たん吸引器	上記に同じ	容易に使用し得るもの。	56,400	5
酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	容易に使用し得るもの。	17,000	10
視覚障害者用体温計（音声式）	視覚障害２級以上の者であつて、原則として学齢児以上の者（視覚障害者だけの世帯及びこれに準ずる世帯）	容易に使用し得るもの。	9,000	5
視覚障害者用体重計	視覚障害２級以上であつて、原則として学齢児以上の者（視覚障害者だけの世帯及びこれに準ずる世帯）	容易に使用し得るもの。	18,000	5
動脈血酸素飽和度測定装置	呼吸器機能障害３級以上の者	容易に使用でき、動脈血に含まれている酸素の割合及び脈拍を測定できるもの。	72,000	6

日常生活用具給付基準表（別表第1）

人工鼻	音声機能喪失者（喉頭摘出者）	障害のある者又は介助者が容易に使用し得るもの。	23,760	—
発電機	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害があり、人工呼吸器を利用している者（初めての支給申請の際に、人工呼吸器の利用について、医師の意見書が必要）	AC100V（正弦波）の出力ができ、人工呼吸器のバッテリー等を充電できるもの。	110,000	10年
外部バッテリー等	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害があり、人工呼吸器を利用している者（初めての支給申請の際に、人工呼吸器の利用について、医師の意見書が必要）	・外部バッテリーはAC100V（正弦波）の出力ができ、使用する医療機器の消費電力（W）に対応できるもの。 ・アクセサリソケットから電気を供給するケーブル等、人工呼吸器を使用するにあたり必要と認められる用具。	100,000	5年
情報・意思疎通支援用具				
携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害又は肢体不自由があり、発生・発語に著しい障害を有する者であって、原則として学齢児以上の者	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害のある者が容易に使用し得るもの。	98,800	5
情報・通信支援用具	視覚障害又は上肢障害2級以上の者	障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器及びアプリケーション	100,000	4
点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害（原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級）又は視覚障害1級の者であって、この用具が必要と認められる者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの。	383,500	6
点字器	視覚障害のある者であって、原則として学齢児以上の者	容易に使用し得るもの。	標準 10,400	7
			携帯用 7,200	5
点字タイプライター	視覚障害2級以上（本人が就労若しくは就学しているか又は就学が見込まれるものに限る。）の者	容易に使用し得るもの。	63,100	5
視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上であって、原則として学齢児以上の者	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害のある者が容易に使用し得るもの。	録音再生機 85,000	6
		音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害のある者が容易に使用し得るもの。	再生専用機 35,000	
視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害2級以上であって、原則として学齢児以上の者	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害のある者が容易に使用し得るもの。	99,800	6
視覚障害者用拡大読書器	視覚障害がある者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者。原則として、学齢児以上の者	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの。	198,000	8
視覚障害者用時計	視覚障害2級以上であって、原則として、音声時計は手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者	容易に使用し得るもの。	13,300	10
聴覚障害者用通信装置	聴覚障害又は発声・発語に著しい障害を有し、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者であって、原則として学齢児以上の者	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害のある者が容易に使用できるもの。	71,000	5

日常生活用具給付基準表（別表第1）

聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害がある者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害のある者が容易に使用し得るもの。	88,900	6
人工内耳の体外装置	聴覚障害がある者であって、体外装置を装着後5年以上経過しているもの。	音を電気信号に変換し、体内装置に送信する機器であって、損害保険及び医療保険適用外のもの。	350,000	5
人工喉頭	音声機能を喪失した者（喉頭摘出した者に限る）	笛式（気管カニューレ付の場合は8,100円とする。）又は電動式であり、容易に使用できるもの。	笛式 5,000	4
			電動式 70,100	5
点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害のある者	点字により作成された図書。	点字図書価格と一般図書購入価格相当額の差額相当分	—
排泄管理支援用具				
ストマ用装具（蓄便袋）	ストマを造設した直腸機能障害	容易に使用できるもの。	9,200	—
ストマ用装具（蓄尿袋）	ストマを造設した膀胱機能障害	容易に使用できるもの。	12,000	—
紙おむつ等	次のアイウエに挙げるもので、①から③の点をすべて満たす者 ア ストマの著しい変形又はストマ周辺の著しい皮膚のびらんのためストマ用装具を装着できない者で、紙おむつ等を必要とする者 イ 二分脊椎等先天性疾患（先天性鎖肛を除く）に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のある者で紙おむつ等を必要とする者 ウ 先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者で紙おむつ等を必要とする者 エ 脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿又は排便の意思表示が困難な者で紙おむつ等を必要とする者 ① 身体障害の原因が、脳性麻痺、低酸素性脳障害、脳蓋内出血、髄膜炎、脳炎、頭部外傷、低血糖症、核黄疸のいずれかであること ② ①の疾病等の発生時期が6歳未満（就学前の幼児を含む。）であったもの ③ 言語に限らずあらゆる方法によっても、排尿又は排便の意思表示ができない者 （初めての支給申請の際に、この用具（洗腸装具を除く。）を必要とすることについて、医師の意見書が必要）	紙おむつ（テープ留めタイプ、パンツタイプ、シートタイプ、パッドタイプ） 洗腸装具 脱脂綿、サラシ、ガーゼ	12,000	—
収尿器	下肢・体幹機能障害の者で「排尿障害（特に失禁）」のある者 （初めての支給申請の際に、この用具を必要とすることについて、医師の意見書が必要）	容易に使用できるもの。	8,500	1

日常生活用具給付基準表（別表第１）

住宅改修費					
	居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害、視覚又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する学齢児以上であって、障害等級３級以上のもの（ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害２級以上の者）	障害のある者の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。	200,000	—

（注）

1. 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取扱うものとする。
2. 聴覚障害者用屋内信号装置にはサウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む。
3. 対象者について、身体障害が対象になっているものに関しては、法第４条に定める特殊な疾病の者でその身体障害の程度と同程度の状態のものについても対象者とみなすものとする。